

件名	愛媛県地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例
主管課	税務課
根拠法令等	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令 (令和2年9月16日公布・令和2年10月1日施行)
<p>【改正の概要】</p> <p>中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律の公布に伴い、上記根拠法令等が改正されたことによる、条例中の引用条項のずれの改正</p> <p>○地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律 中小企業による事業承継の円滑化を図るため、認定申請時に中小企業者であった承認地域経済牽引事業者に対し、承認計画の実施期間中に中小企業者要件を満たさなくなった場合にも引き続き法の支援を受けられるよう、計画実施期間中は中小企業者とみなす特例規定を追加（第15条の新設）。 条文の追加に伴い、<u>第24条が第25条に、第25条が第26条に改正</u>。</p> <p>○地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令 省令の題名を含めて、<u>法律第25条を第26条に改正</u>。</p>	
施行日	公布の日
<p>【その他参考事項】</p> <p>1 「地域経済牽引事業」とは 産業の集積、観光資源、特産物、技術、人材、情報その他の自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、かつ、地域内の取引の拡大、受注の機会の増大その他の地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼすことにより、地域における経済活動を牽引する事業</p> <p>2 特別措置の概要</p> <p>(1) 内容 不動産取得税の課税免除 *減収額の75%は、地方交付税で措置</p> <p>(2) 要件</p> <p>① 地域経済牽引事業計画を作成し、知事の承認を受けた事業者であること。 ② 事業の用に供する家屋又はその敷地である土地の取得価額が1億円（農林漁業及びその関連業種に係るものにあつては5千万円）を超えるものであること。 ③ 県の基本計画の同意日から5年以内に対象施設を設置すること。</p> <p>(3) 対象地域 県内全域（愛媛県基本計画のみ）</p> <p>(4) 対象業種 全業種</p> <p>3 県の基本計画</p> <p>① 愛媛県基本計画（国の同意日：H29.9.29） 成長ものづくり分野 ② 大洲市基本計画（国の同意日：H29.12.22） 観光分野 ③ 宇和島市基本計画（国の同意日：H29.12.22） 農林水産分野 ④ 今治市基本計画（国の同意日：R2.3.19） 観光・スポーツ・文化・まちづくり分野</p> <p>4 課税免除の適用実績 75件（R2.9.16時点）</p>	